

交付金支給までの流れ

1 在籍型出向での求人情報を岐阜県が運営するマッチングサイト<<https://www.jinzai-gifu.jp/worksharing/>> 又は産業雇用安定センターに掲載する。

2 事業者間で在籍型の出向契約を締結。人材の受入開始。

パターン①：令和4年2月末までに当該年度内の受入期間が3月を経過する場合
パターン②：令和4年3月～令和4年3月31日の間に受入期間が3月を経過する場合

3 「交付申請書」を県へ提出

【交付申請書提出期限】

パターン①の場合

人材の受入期間が3月を経過した日から30日以内又は令和4年3月10日のいずれか早い日(当日消印有効)。

パターン②の場合

出向契約を事業主間で締結した日から30日を経過した日又は令和4年3月10日のいずれか早い日(当日消印有効)。

4 県で申請書類の審査後、適正なものについて交付金を支給